

国海員第83号
令和5年6月21日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第433号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
津田海運株式会社	宮城県石巻市のぞみ野一丁目1番地2
三協産業株式会社	大阪市此花区西九条一丁目29番12号